

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第41号

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則

大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項市長室秘書総務課中「総務・調査係」を「総務調整係」に改め、同室広報広聴課中「広報広聴課」を「広報課」に改め、「広聴係」を削り、同課の次に次の1課を加える。

マーケティング課 マーケティング係 広聴係

第3条第1項政策部総合政策課中「健康都市推進係」を削り、同項文化スポーツ部スポーツ課中「スポーツ推進係」を「スポーツ環境推進係 スポーツのまち推進係」に改める。

第4条市長室秘書総務課中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第13号までを2号ずつ繰り上げ、同室広報広聴課中「広報広聴課」を「広報課」に改め、第6号から第8号までを削り、同課の次に次の1課を加える。

マーケティング課

- (1) 特命事項の調査及び研究に関すること。
- (2) 特命事項に関する各部課との連絡調整に関すること。
- (3) マーケティングに関すること。
- (4) 広聴活動に関すること。
- (5) 市民の要望、陳情等の受付及び処理に関すること。
- (6) 市民意識調査に関すること。

第4条環境施設農政部環境総務課第13号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改め、同条文化スポーツ部スポーツ課に次の1号を加える。

- (14) 女子サッカーの支援に関すること。

第4条街づくり施設部街づくり計画課中第26号及び第27号を削り、第28号を第26号とし、第29号から第33号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する